

【前期 第一問】

甲はその子どもで3歳のAと暮らしていたが、平成18年1月から職場で仲良くなった乙と付き合い始め、甲は乙と甲の家で同棲するようになった。甲が乙と同棲しはじめてから、次第にAは乙になつくようになった。しかし、平成18年9月下旬ころから、甲はAの育児の方法に悩むようになり、医師に育児ノイローゼと診断され、育児を放棄するようになった。甲は育児を放棄するどころか、夜遊びをはじめ家を空けることが多くなった。その結果、Aは十分な飲食物を与えられず極度の低栄養におちいった。乙はそんなAの状態を認識していたが、甲との間にAの育児には口を出さないという暗黙の了解があり、加えて近時1か月ほどから甲と結婚したいという思いが芽生え始め、そのためにはAの存在は少し邪魔であると感じだしていたため、これを放置した。その結果、Aは飢餓死した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

参考判例:東京高等裁判所平成19年1月29日